

高橋の被告人質問

裁判官：荒井さん、前に出なさい。

荒井：はい。（前にでる）

裁判官：では、これから弁護人があなたに質問しますから、よく聞いて答えてください。

弁護人、お願いします。

弁護人：はい（起立する）

今回、あなたは、橋本さんに対する強盗罪^{ごうとうざい}で起訴^{きそ}されていますが、あなたは、なぜ橋本さんの店の金を奪おうとしたのですか。

荒井：落合さんに「言うとおりにしなかったら、娘を殺す」と脅^{おど}されたからです。

弁護人：落合は、あなたに何をしろと脅したのですか。

荒井：「橋本の店に行って、拳銃^{けんじゅう}を突きつけて橋本を脅して金を取って来い」「言うとおりにしなければ、娘を殺す」と私を脅しました。

弁護人：そのときの状況について、もう少し詳しく教えてください。

荒井：落合さんとは、もともと仕事で何回か顔を合わせる程度の知り合いだったのですが、平成23年8月10日の夜、私が仕事か

ら帰って家でくつろいでいると、落合さんがいきなり家に来たのです。妻は、友人と食事に出かけていたので、家には娘と私しかいませんでした。何の用かと思い、中に入れてしばらく雑談をしていると、落合さんが、「お前、橋本の店に行って、金を取ってこいよ」と言い出したのです。

弁護人：それで？

荒井：私は驚いて、「どういうことですか？」と聞くと、「俺は、前からあいつが気に入らないんだ。

金儲けの鬼で、とにかくけちなんだ。しかも、俺がちょっと仕事をサボったからって、おれを首にしたんだ。おれはあいつに仕返しがしたいんだ。」

私が「何を言ってるんですか。」というのと、落合さんがポケットから拳銃を取り出して、「これで橋本を脅して金を取れ。簡単だよ。」と言ったのです。

弁護人：それであなたは、落合の言うとおりにしたのですか。

荒井：いいえ、私はすぐに断りました。

そんな悪いことはできませんし、橋本さんにも何の恨みもありません。すると落合さんが、いきなり、そばにいた私の娘を引き寄せて、娘の頭に拳銃を突きつけて「お前の意見なんか聞いてねえ、やれって言ってんだよ。いうとおりにしないと、娘を殺すぞ」と脅しました。娘はまだ4歳で、いきなり寺山さんにつかまれたので、驚いて泣き出しました。すると、落合さんは、さらに娘の腕を強くつかんで「うるせー、だまれ」と怒鳴りつけまし

た。

弁護士：それであなたは落合の言うとおりにしたのですか。

荒 井：はい、娘を助けるためには仕方なかったのです。

弁護士：橋本さんを脅すための拳銃は、どうしたのですか。

荒 井：落合さんが、その場で上着の内側からもう一つ拳銃を取り出して、私に渡しました。

弁護士：落合は、拳銃を二丁持っていたのですか。

荒 井：はい。そうです。

弁護士：落合から拳銃を渡されて、あなたは、橋本さんの店に行き、本件の犯行におよんだのですか。

荒 井：はい、そうです。

弁護士：橋本さんの店に行く前に、警察に通報するとか、誰かに助けを求めるとか、考えなかったのですか。

荒 井：もちろん、考えました。

でも、落合さんは、私が家を出るとき、「もし、警察に通報したら、娘を殺すぞ」といったのです。

弁護人：警察に通報すれば、娘が殺されてしまうと思って、警察に言わなかったのですか。

荒井：そうです。落合さんには、暴力団に関係があるという噂があって、私は恐そうな人だなと思っていました。そういう人が実際に拳銃を二丁も持っていて脅すのですから、警察に通報すれば、絶対に娘が殺されると思いました。落合さんは、見張りがいるとも言いました。

弁護人：そうですか。そうすると、あなたは、娘の命を守るために、やむを得ず、橋本さんの店に行って、橋本さんを脅して金を取ったということですね。

荒井：そうです。そうしなければ、娘が絶対に殺されていたと思います。

弁護人：あなたは、橋本さんにむけて拳銃を撃ちましたか。

荒井：いいえ、撃っていません。

弁護人：橋本さんは、すぐに金を出したのですか。

荒井：はい、私が銃を向けると、「すぐに金を出すから」と言って、すぐに金を渡しました。

弁護人：橋本さんがすぐに金を出さなかったら、あなたは銃を発砲するつもりでしたか。

荒 井：いいえ、拳銃は橋本さんを脅すために使うためで、発砲するつもりはありませんでした。実際私は、拳銃を触ったことさえなかったなので、とても怖^{こわ}くて撃てなかったと思います。

弁護士：あなたは、橋本さんから受け取った金を、全部落合に渡したのですか。

荒 井：はい。全部渡しました。

弁護士：一円も自分では使っていないのですね。

荒 井：はい、取っていません。

弁護士：今、橋本さんに対して、どう思っていますか。

荒 井：全て悪いのは落合だと思っています。私自身も被害者だと思っています。

でも、橋本さんには、申し訳ないことをしたと思っています。

弁護士：橋本さんに対しては、いくらかお金を弁償しましたか。

荒 井：はい、30万円を渡しました。私には家族もいますし、収入も少ないので、貯金が全然なくて、

それが精一杯でした。しかも、今回逮捕されたせいで、仕事をクビになってしまって、これからの生活を考えると、とてもそれ以上は払えませんでした。

弁護人：あなたは、今まで、このような犯罪を起こしたことはありませんか。

荒 井：いいえ。私は、今まで本当に真面目に生きてきました。

弁護人：以上です。（着席）

裁判官：次は、検察官からの質問です。では、検察官、どうぞ。

検察官：あなたは、落合さんに脅されたといいますが、娘を殺す、と脅迫するのは、立派な犯罪ですよ。

なぜ、それをすぐに警察に通報しなかったのですか。しかも、いったん、落合のところを離れて、一人で橋本さんの店に向かったのですよ。その間、いつでも警察に通報できたでしょう。

荒 井：でも、警察に言ったら、娘を殺すといわれていたんです。

検察官：でも、例えば誘拐犯人だって、警察に言ったら人質を殺すと脅しますが、被害者の皆さんは、警察に通報しますよ。警察に通報したとたんに寺山にばれるわけではないでしょう。

荒 井：でも、見張りがいるといわれたんです。

検察官：あなたが外に出たとき、見張りのような人がいましたか。

荒 井：いませんでした。

検察官：見張りがいるなんて、落合の張ったりでしょう。そう思わなかったんですか。

荒井：そんなこと言われても、そんな風に冷静には考えられませんでした。娘が恐がって泣いている姿を見たら、気が動転してしまったんです。娘を助けるためには、言うことを聞かなければと思っただけなんです。

検察官：よく冷静に考えると、橋本さんを脅す以外にも、娘さんを助ける方法があったと思いますか。

荒井：今になって思えば、警察に通報すればよかったと思います。でも、そのときの状況では、そんな風に考えられませんでした。仕方なかったんです。

検察官：あなたは、橋本さんからいくらお金を受け取りましたか。

荒井：60万円くらいだと思います。

検察官：店のレジにそんなにあったのですか。

荒井：いいえ、最初、レジから20万円くらい出してきたのですが、私は、落合さんから、店の奥に金庫があるから、そこから金を出させろと命令されていました。言われたとおりに、金庫から金を出せといました。

検察官：あなたは、落合から、最低でもいくら取ってこい、とか命令

されていきましたか。

荒 井：いいえ、そんなことは言われていません。

検察官：あなたは、落合に脅されていたのだから、とりあえず、レジの金だけを取って落合に渡せばよかったのではないですか。そこまでして金を取るなんて、あなた自身も金が欲しかったんじゃないですか。

荒 井：とんでもないです。私は、金が少なすぎると、また落合に脅されると思ったので、言うとおりにしただけです。それ以上のことは、恐くて思いつきません。

検察官：わかりました。以上です。